告 示

埼玉県告示第千四百三十九号

 \mathcal{O} ように改正し、 平成十九年埼玉県告示第五百六十二号 令和 四年一月四日から施行する。 (会計管理者事務 \mathcal{O} _ 部 (委任) \mathcal{O} __ 部 を 次

務規則 正前 二項の規定によ は、 \mathcal{O} 玉県財務規則 別表第一及び別表第二の (昭和三十九年埼玉県規則第十八号) なお従 前 りなお従前 \mathcal{O} の一部を改正する規則 例による。 \mathcal{O} 例に 規定の適用に よることとされた同規 (令和三年埼玉 つい 第四十条の三に係るこの ては、 県 則 令和五年三月三十一日 12 規 よる 則 第 改 八 正 + 告示に 前 号 \mathcal{O} 埼 ょ 玉 附 まで る改 県 則 財 第

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

まで 表第 ŋ を一号 上げ 七項 表第 中 ずつ繰り 同表 第二号を削 第六項中第二号を削 第十三項中第二号を削り、 上げる。 り、 第三号を第二号とし、 り、 第三号を第二号とし、 第三号を第二号とし、 第 兀 号 カコ 第 ら第九号までを一 四号を第三号と 第四号から第九号 号ず 0 同

り、 第三号を第二号とし、 表第二第一 項中 第二号を削り、 同表第六項中第二号を削り、 第三号を第二号とし、 第三号を第二号とする。 同 表第二項中第二号を 削